

石川県公立学校児童生徒用端末共同調達 仕様書

令和2年6月

石川県公立学校情報機器共同調達協議会

目次

(1)	背景・目的	1
(2)	業務概要	1
(3)	調達期間	2
(4)	納入場所等	2
(5)	機器調達等	2
(6)	導入にかかる概要及び基本的条件	3
(7)	構築仕様	3
(8)	保守	3
(9)	オプションサービス	4
(10)	追加提案	4
(11)	提出資料	4
(12)	機密の保持	5
(13)	著作権の帰属	5
(14)	著作権の紛争	5

(1) 背景・目的

石川県公立学校情報機器共同調達協議会に参加する石川県教育委員会及び県内市町教育委員会(以下、参加団体という)において、文部科学省の推進する「GIGA スクール構想の実現」のため、児童生徒用一人一台端末等の調達を実施するにあたり、事業者の高度な知見を活かし、参加団体にとって最適な調達となるよう広く提案を求めるものである

(2) 業務概要

以下の参加団体に指定数量の端末を納入すること。

参加団体…石川県、金沢市、七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、能美市、野々市市、川北町、内灘町、宝達志水町、穴水町、能登町

①Microsoft Windows 端末	3,060 台 (うち買取 3,060 台、リース 0 台)
②Google Chrome OS 端末	60,123 台 (うち買取 46,795 台、リース 13,328 台)
③iPadOS 端末	1,212 台 (うち買取 1,212 台、リース 0 台)

案件名では「児童生徒用端末」と記載しているが、同じ仕様で教職員が使用する端末を含む。
調達数は見込数量であり、各参加団体における実際の発注を保証するものではない。
一部の参加団体はリース契約を希望しているので、これらの参加団体に対応するためリース業者とともに提案を行うこと。

(3) 調達期間

納品期限は令和3年3月31日までとする。リース契約を行う場合の賃貸借期間は、5年間とする(賃貸借の開始日は、最優秀提案者と参加団体との協議により決定)。

なお、新型コロナウイルス感染症の第二波に備え、可能な範囲で早く納品を希望している参加団体がある。

また、令和2年6月5日付文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて(通知)」(2文科初第382号)において「令和2年8月までには、少なくとも小学校第6学年・中学校第3学年等の最終学年の児童生徒や、経済的理由等でICT環境を準備できない家庭に対してICT環境が整備されることを目指す。」とされたところである。

これらを踏まえ、どのようなスケジュールで納品するか提案すること。

(4) 納入場所等

各参加団体が指定する場所に納入または設置すること。現時点では多くの参加団体が、学校ごとの納品を希望している。また、箱に入ったままの納品のほか、充電保管庫の中や会議室のテーブルの上に開封した状態での納品も考えられる。参加団体の要望にどこまで対応可能か提案すること。

(5) 機器調達等

機器等の調達仕様詳細は「別紙」を参照すること。

(6) 導入にかかる概要及び基本的条件

- ①本調達の範囲は端末等の納入までとし、その後の設定作業(ソフトウェアのインストール、各種設定、動作確認)は本調達範囲に含まない。
 - ②納入する機器は、品質・耐久性に十分留意し、選択すること。
 - ③サプライチェーン・リスクに考慮した端末を選定すること。
 - ④端末の仕様を遵守し、履行する上で必要となる全ての諸経費・機器等についても、見積に加えること。
 - ⑤ 納入する OS は調達の時点で最新バージョンのものを調達すること。
 - ⑥ 入札額には、本仕様書に記載した全ての要求事項(機器等調達、搬出・搬入等一式)にかかる費用を含むこと。
 - ⑦ 端末管理ツールに登録するために必要な情報を提供すること。
 - ⑧ 端末故障時に修理または交換された端末について学校で対応するために必要な物品(リカバリディスク、設定手順書等)を納品物に含めること。
- ※導入にかかる概要及び基本的条件は、「別紙」を併せて参照すること。

(7) 構築仕様

機器の搬入・設置に係る要件については、各参加団体及び納品場所の学校等と協議の上進めること。

搬入作業は施設等を傷つけることの無いよう万全を期すこと。施設等の破損があった場合は、参加団体教育委員会及び学校と協議のうえ、受託者の負担により対応すること。

機器の搬入・設置の際に出た梱包物等は受託者が撤去し、適切に処理すること。

リース契約の場合、契約が終了した際に受託者が端末の記録を復元不可能な状態に消去、もしくは物理的に破壊した後に廃棄し、それらの適切な処理を行ったことを示す証明書を発行すること。

(8) 保守

文部科学省の標準仕様書では、保守については以下のとおり記載されている。

- ①保守については原則 1 年以上のセンドバック方式とする。
- ②端末の不調時には、送付から 2 週間程度で修理または交換すること。

GIGA スクール構想の実現に伴って校内ネットワーク及び児童生徒用端末を一気に整備することとなり、教職員の負担増が懸念されることから、文部科学省の標準仕様書にこだわらず、参加団体に資する提案を行うこと。

(9) オプションサービス

補助対象外の業務を希望している参加団体がある。提案する OS ごとに、1 台あたりの設定費用を、端末の単価とは別に提示すること。

対象 OS	台数	補助対象外業務
Microsoft Windows 端末	3,060 台	納品端末がすぐ利用可能となるように初期設定を実施すること。
Google Chrome OS 端末	14,679 台	納品端末がすぐ利用可能となるように初期設定を実施すること。
iPad OS 端末	1,212 台	納品端末がすぐ利用可能となるように初期設定を実施すること。

(10) 追加提案

各提案者の高度な知見を活かし、各参加団体に資する提案があれば行うこと。以下の区分を明確にすること。

- (A)無償サービスとして実施するもの。
- (B)有償サービスとして実施するもの。

(11) 提出資料

次の表に記載された資料を、提出期限までに提出すること。

No. 提出資料 提出期限 提出先

- 1 機器一覧表(電子媒体) 教育委員会
- 2 機器の取り扱い説明書・付属品 各学校に配布
- 3 納入機器等の保証書 教育委員会

(12) 機密の保持

受託者は、各参加団体の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表をしてはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。

受託者及び業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。ただし、該当参加団体の承諾を得たときは、この限りでない。

(13) 著作権の帰属

成果品(契約の履行過程において得られた記録等を含む。)に関し、著作権及び意匠権等のすべての権利は、受託者または第三者が従前から著作権を有している場合を除き、各参加団体に帰属するものとする。

受託者は、各参加団体に著作権を譲渡し、または各参加団体に著作権法に基づく利用を許諾した成果品に関し、著作者人格権を行使しないものとする。

(14) 著作権の紛争

契約書、仕様書及び本書に定める納品物に関し、第三者との間に著作権(ライセンスを含む)に係る権利侵害の紛争等(必要ライセンス数の不足の指摘を含む。)が生じたときは、当該紛争の原因が各参加団体の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理するものとする。この場合、各参加団体は、当該紛争等の事実を知ったときは受託者に通知し、受託者は必要な範囲で訴訟上の防衛(不足ライセンスの追加調達を含む。)を各参加団体のために講じなければならない。